明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁八一）　一
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同八二）　九
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（同八三）　一三
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務五）　一七
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業五）　一七
○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・農林水産一七）　一七

〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験合格者公告（国税審議会）　三

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人平成二十三事業年度財務諸表（国立女性教育会館・情報処理推進機構）、平成二十四年度浄化槽管理士試験合格者、日本弁護士連合会裁決・裁決取消訴訟の判決確定関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三